

(案)

令和5年 月 日

仙台市長 郡 和子 様

仙台市環境影響評価審査会
会長 牧 雅 之

(仮称)DPL 仙台長町Ⅱ計画に係る環境影響評価方法書について(答申)

令和5年8月10日付 R5 環環企第 862 号で諮問のありました「(仮称)DPL 仙台長町Ⅱ計画に係る環境影響評価方法書について(諮問第 78 号)」に関し、環境の保全及び創造の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1 全体事項

- (1) 計画地南側の道路は交通渋滞が多発しており、本事業の供用後は業務用車両の右折出庫により、交通へのさらなる負荷が予想される。場内車両走行ルートの設定および入出庫口の配置について、現在の渋滞状況はもとより、都市計画道路の開通後の状況も考慮し、また、隣接する DPL 仙台長町との機能連携(施設共有)による効率化についても検討するよう求めるべきである。
- (2) 各項目の予測条件の設定においては、計画地周辺の渋滞状況を考慮するとともに、本事業の供用により想定される交通渋滞のみならず、物流倉庫が 24 時間稼働となることも想定するよう求めるべきである。
- (3) 本事業は前所有者による土壌調査および浄化措置の完了後に着工されることから有害物質を工事中の配慮事項としているが、それらの経緯や有害物質の使用履歴等についても準備書に記載するよう求めるべきである。
- (4) 住民説明会にはある程度の人数が参加していた一方、郵送等による意見書の提出が全くなかったことをふまえ、準備書に対する意見の募集においては、電子メール等を活用した住民がより利用しやすい方法を用いるよう求めるべきである。
- (5) 計画地北東に隣接する児童発達支援センターおよび計画地北側の郡山住宅児童公園についても、保全対象として適切に予測評価を行うよう求めるべきである。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 供用後は、計画地内外において業務用車両が渋滞等で滞留する状況が想定されることから、供用後の資材・製品等の運搬・輸送による大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の予測においては、計画地外の交通量のみを発生源とするのではなく、計画地内外における業務用車両の滞留時間や速度変化による影響も含めるよう求めるべきである。
- (2) 大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)については、発生源が高い位置にある場合、必ずしもその直近で影響が最大になるとは限らないため、濃度分布から最大着地濃度地点を求め、その濃度を確認すべきである。本事業供用後の施設内では、業務用車両が上階に移動する際に停止や発進を繰り返すことになるため、上階まで移動する業務用車両も発生源とし、高さ方向についても予測を行うよう求めるべきである。
- (3) 供用後に計画されている業務用車両の右折出庫や西向きのメインルート走行により、計画地南側の道路が特に西向きに渋滞すると予想されることから、大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)および騒音について、計画地南西側に予測地点を設定するよう求めるべきである。
- (4) 渋滞状況や走行速度、大型車・小型車の割合によっても排ガス量や騒音レベルが変わってくることから、自動車交通に関する調査においてはこれらの状況を時間帯ごとに丁寧に把握し、予測に反映させるよう求めるべきである。

(日照障害)

- (5) 計画地北側に共同住宅や樹量が多めの神社や小学校があるが、施設の存在に起因する日当たりの変化による影響について把握し、必要な場合は配慮するよう求めるべきである。

(廃棄物等)

- (6) 供用後の廃棄物については、物流倉庫を使用するテナントの情報が入り次第、再資源化を含めた廃棄物の発生予測を適切に見直すよう求めるべきである。